

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

延滞金の算定基準を変更するため。

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市営住宅条例（平成９年伊丹市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

付則第９項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市営住宅条例付則第９項の規定は，この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。